

長崎県林業用種苗需給連絡要綱

長崎県告示第640号

昭和47年9月22日

(目的)

第1条 この要綱は、林業種苗法（昭和45年法律第89号）第30条及び林業用優良種苗生産流通推進要綱（36林野造第2817号）に基づき、需給情報の共有を図ること等を通じ、その生産の安定と適正な流通を促し、造林の円滑な実施を期することを目的とする。

(種苗需給見通し等)

第2条 県は、長崎県林業用種苗需給連絡協議会（以下「協議会」という。）における需給情報を踏まえ、種苗の長期需給見通し及び年次需給見通しの策定に努めるものとする。

- 2 長崎県森林組合連合会（以下「県森連」という。）及び生産事業者の組織する団体（以下「苗木生産団体」という。）は、各々の系統を指導して生産見通しに基づく種苗の円滑な需給連絡に努めるものとする。
- 3 需給情報の共有のため苗木の県外移出入は、原則として配布事業者又は苗木生産団体があらかじめ知事に届け出て行うものとする。
- 4 配布事業者と苗木生産団体は、年次需給見通しに基づき生産された苗木の一括授受を行い、配布事業者はこれを造林者に提供するものとする。

(種穂の生産)

第3条 種穂の生産は、原則として県営事業とし、指定採取源から採取し、その必要量の確保に努めるものとする。

- 2 林業種苗法第10条の規定により生産事業者の登録を行った者（以下「生産事業者」という。）が指定採取源から種穂を採取する場合は、あらかじめ知事に届け出なければならない。

(種穂の配布)

第4条 県は、第3条第1項の規定により採取した種穂を、種苗需給見通しに基づき、必要量を苗木生産団体に一括配布するものとする。

- 2 苗木生産団体は、前項の規定により採取した種穂を生産事業者に配布するものとする。

(苗木の生産)

第5条 県、県森連及び苗木生産団体は、種苗需給見通しに基づき、生産事業者が生産見通しの周知及び技術指導等を行い、優良苗木の生産確保に努めるものとする。

(苗木の規格)

第6条 県は、毎年協議会が策定した次年度の苗木の規格を公表するものとする。

(苗木の授受)

第7条 配布事業者及び苗木生産団体は、苗木の一括授受にあたっては、苗木需要量及び生産量を取りまとめるものとする。

(対象樹種)

第8条 この要綱を適用する樹種は、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第1条に規定するすぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、いぬまき、くぬぎ、こなら、けやき、やぶつばき、やまざくら等有用針広葉樹とする。

附 則

- 1 この公示は、公表の日から施行する。

昭和50年12月12日	一部改正
昭和59年 8月31日	〃
平成 元年 6月23日	〃
平成14年11月19日	〃
平成19年12月13日	〃
平成25年12月20日	〃
平成29年12月 1日	〃
平成30年 9月25日	〃